

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 本町が管理運営する体育施設の使用料について受益者負担の適正化を図るため広陵町体育施設使用料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 体育施設使用料の額に関する事。
- (2) 体育施設使用料の減額及び免除に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 体育施設の管理及び運営に関し識見を有する者
- (2) 町内社会体育関係団体を代表する者
- (3) 施設利用者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事項に係る検討が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他の理由によ

り、その職務を行うことができないときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、公開とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、体育施設管理運営担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、告示の日から施行する。